

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

行旅死亡人等の取扱業務

## 2 業務の目的

法令の定めにより、行旅死亡人及び死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときの（以下、「行旅死亡人等」という。）、葬儀から埋葬までを執り行うことを目的とする。

## 3 業務の内容

受託者は、本市各区役所の保健福祉課職員（以下、「本市職員」という。）から行旅死亡人等の発生の通報を受けたときは、本市職員の指示に従い、速やかに警察及び医療機関等の現場におもむき、以下の業務を行うものとする。

### (1) 遺体の収容等

あらかじめ受託者が用意した棺に遺体を収容した上で、受託者の所管する安置所へ移送する。なお、本市職員もしくは医療機関等から、死亡診断書（死体検案書）の引き取り及び引き渡しについて事前に依頼があった場合は、対応すること

### (2) 葬儀の仕様

棺内外必需品、仏衣、御骨箱、枕四華等葬祭に必要なものを用意し、納棺処置、清浄・防腐処置を行い、死者への礼を失しないよう葬儀を執り行うとともに、遺体を火葬場まで移送する。

### (3) 遺体の火葬

受託者は、本市職員から火葬許可証を受領し、収容した遺体を速やかに霊柩車により里塚斎場又は山口斎場へ搬送し、火葬に付すものとする。

斎場の都合により速やかに火葬ができない場合又は本市職員から一時的に火葬を行わないよう求めがある場合等は、受託者の所管する安置所で遺体を一時的に保管する。一時保管する際は、死者の尊厳を傷つけないよう十分に配慮のうえ行うこと

### (4) 遺骨の納骨

火葬した後の遺骨は、受託者があらかじめ用意する骨箱に収め、本市職員が指定する納骨堂に納骨する。

### (5) 業務報告書の作成

受託者は、委託者に対して、前記(1)～(4)までの業務が完了した旨を別紙により通知する。

(6) 本市職員から、行旅死亡人等の発生にあたり、事前の個別指示があった場合、受託者は警察及び医療機関等から直接連絡を受け現場におもむくとともに、(1)以降の業務を行うなど、柔軟に対応すること

## 4 配置体制

受託者は、委託業務を実施するため、常に適正な人員を配置し、本市職員から連絡

を受けた際は速やかに対応すること。

## 5 年齢等による取扱区分

行旅死亡人等は、年齢（年齢不詳のときは死体見分調書等の推定年齢による）が12歳以上のものと12歳未満のものとの区分し、委託料を支払うものとする（12歳未満の取扱は12歳以上の取扱単価の8割）。また、遺体の一部（概ね50%未満）のみを納骨する場合には、12歳未満のものとして区分する。

なお、死因が新型コロナウイルス感染症及びその疑いのあるものとして引き渡された遺体に対して業務を行う場合、各取扱区分の単価に1.5を乗じた委託料を支払うものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、受託した業務の全部又は一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、委託者と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、適正な業務の遂行を図るため、必要に応じて委託者が実地にて監督を行う場合がある。
- (3) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部の漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (4) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、札幌市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上決定する。

## 7 業務の委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 8 予定数量

107件

課長	係長	係

(別紙)

令和 年 月 日

(あて先)

区保健福祉部長

代表者

引取者のいない遺体の納骨について

貴保健福祉部より依頼のありました引取者のいない遺体について、下記のとおり納骨が完了しましたので、報告します。

記

死 亡 人	氏名	
	住所	
	火葬場所	
	火葬年月日	令和 年 月 日
	遺骨保管場所	

※ 身元不明の遺体を扱った場合の氏名・住所の欄は不明と記入すること。

令和 年 月 日上記のとおり業務報告書の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか伺います。

検査員

立会人